

## 島田市訪問看護ステーションの新体制への移行について

### 1 目的

市長部局において設置する島田市訪問看護ステーション（島田市健康福祉部健康づくり課）について、利用者の状態に応じた24時間365日対応可能な訪問看護ステーションの体制とすることにより、市の在宅医療の推進を図り、2025年を見据えた当市の市民病院及び診療所を中心とした地域医療体制の維持に寄与する。

### 2 新体制の概要

(1) 現行の健康づくり課訪問看護ステーション係と同様に、次の「3事業」を行う。

#### ア 訪問看護事業【医療】

医療保険の利用者を対象に、当該利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の心身機能の維持回復などを目的として、看護師が疾患のある利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行う。

#### イ 訪問看護事業【介護】

アの内容を介護保険の利用者を対象として行う。

#### ウ 居宅介護支援事業

介護支援専門員が利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行う。

(2) 組織は「市長部局」に属し、会計は「介護サービス事業特別会計」とする。

(3) 事務室は、「市民病院健診センター3階」に置くこととする。

(4) 営業日及び営業時間については、次のとおりとする。

	訪問看護事業		居宅介護支援事業
	介護保険	医療保険	
営業日	月曜日から金曜日まで ※休業日においても、計画的な訪問看護を行う。 ※休業日においても、同意を得た利用者については、当該利用者及びその家族等から電話等により看護に関する意見を求められたときに常に対応でき、必要に応じて緊急の訪問看護を行うことができる体制を確保する。		月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで ※営業時間外においても、同意を得た利用者については、当該利用者及びその家族等から電話等により看護に関する意見を求められたときに常に対応でき、必要に応じて緊急の訪問看護を行うことができる体制を確保する。		午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 職員体制（平成 28 年度予定）

ア 訪問看護事業

(ア) 看護師

区 分	予定人数	現在の人数（H28. 2月現在）	
		健康づくり課	市民病院
看護師（正規）	6人	※2人	3人
看護師（臨時）	2人	0人	1人
看護師（嘱託）	0人	6人	0人
計	8人	8人	4人
計（常勤換算）	8人	5.4人	3.25人

※健康づくり課の看護師1人については、居宅介護支援事業の業務と兼務

(イ) 相談員・看護補助員

区分	予定人数	現在の人数（H28. 2月現在）	
		健康づくり課	市民病院
相談員（嘱託）	1人	1人	0人
看護補助員（嘱託）	1人	0人	0人
計	2人	1人	0人

イ 居宅介護支援事業

区分	予定人数	現在の人数	
		健康づくり課	市民病院
介護支援専門員（正規）	1人	※2人	0人
介護支援専門員（臨時）	2人	0人	0人
介護支援専門員（嘱託）	0人	2人	0人
計	3人	4人	0人

※健康づくり課の介護支援専門員1人については、訪問看護事業の業務と兼務

(6) 新たな体制での事業の開始は、平成28年4月1日とする。